

愛知県庁の今夏の省エネ・節電アクションプラン（第2弾）（案）

～「ピークカット」に重点を置いて、電力を賢く使う「スマート・ユース」で今夏を確実に乗り越える～

- 6月6日に決定した「愛知県庁の今夏の省エネ・節電アクションプラン（第1弾）」の取組に加え、県の地方機関・県有施設において、各種節電対策を実施する。
- 県は、今夏の省エネ・節電対策を、県民運動として展開できるよう、県の考え方や取組を県民の皆様をはじめとして、市町村、民間企業、関係団体等に幅広く周知するとともに、「ピークカット」に重点を置いた省エネ・節電対策に取り組んでいただくよう、協力をお願いしていく。

① 県の主要な地方機関において、本庁同等の省エネ・節電対策を実施

- ◎ 県の主要な地方機関において、本庁舎・西庁舎・自治センターの第1弾の取組に準じ、7月～9月の全日の昼の休憩時間のシフト、月～水曜日の13:00～16:00に強化した節電対策に取り組む。
 - ◆県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、企業庁水道事務所や県警本部など、県の地方機関や関係機関において、原則として、「愛知県庁の今夏の省エネ・節電アクションプラン（第1弾）」に位置づけた取組と同様の取組を実施する。
 - ※アクションプラン（第1弾）に準じた取組の主な内容
 - ・昼の休憩時間を1時間ずらし（7月1日～9月30日の全日 12:00～13:00→13:00～14:00）、休憩時間中は冷房の停止、照明の消灯、パソコン使用の停止などを行う（県民サービス等のため、一部実施しないものもあります）
 - ・7月1日～9月30日の月～水曜日の13:00～16:00は、廊下・事務室の照明を最小限とし、エレベーターを一部停止。
 - ・7月1日～9月30日は、一層の軽装を可とするスーパークールビズを実施。
 - ◆県民サービスの低下を招かないよう、休憩時間のシフトの実施についてホームページや案内掲示などにより周知に努め、県民の皆さまのご利用に関しご理解・ご協力を得る。あわせて、各機関・施設の勤務体制を工夫することにより、休憩時間中も必要な受付、事務処理ができる体制を構築する。

② 施設の実態に応じた節電・ピークシフト対策

- ◎ 電力消費量の大きい施設等において、月～水曜日の13:00～16:00の電力使用を平準化する独自の取組を実施する。

具体例

- 浄水場・・・送水ポンプの運転頻度・運転台数を抑制（送水量の一部を他時間帯にシフト）[3時間で2,100 kWh削減]
- 下水処理場・・・ピーク時間帯において汚水の揚水ポンプ等の稼働を抑制（7処理場において、揚水量の一部を他時間帯にずらす）[3時間で1,200kWh削減]
- 農業総合試験場・・・かんがい用揚水ポンプの稼働を制限（タイマー設定により、18時～翌11時までの運転に変更）[3時間で270kWh削減]
- 県営都市公園等・・・修景のための噴水・流水施設を停止（愛・地球博記念公園、あいち健康の森公園、尾張広域緑道など）
- 陶磁資料館・・・照明のLED化を前倒し、陶芸館の電気窯による焼成を半減

③ 県民サービスに配慮した節電対策

- ◎ 県民サービスの観点から、上記の対策を実施できない施設においても、一層の節電対策を実施する（なお、内部管理部門は可能な範囲で①と同様の取組を行う）

(例) 緑のカーテンを設置（コロニー、高等技術専門校など）、電気使用量の多い機器の利用時間をシフト（高等技術専門校）、夏季休業中の体育館で行う部活動の時間のシフトや補習実施時刻の検討によりピーク時の照明・冷房を抑制（県立学校）など